## 行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		称	土地利用目的に関する勧告
行政指導の根拠となる 法律・条例・要綱等名			国土利用計画法
条  項		•	第 24 条第 1 項
所 管 課		Ę	都市局 都市計画部 都市計画課 (電話:048-829-1427)
行指をな場の針基	基準 (未設定の 場合は、 その理由)	未制定 国土利	J用計画法第 24 条第 1 項に従い処理するため
	備  考		